

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 捜査部門と留置部門の分離

被留置者に係る留置業務に従事し、又は従事した留置担当官は、その被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならず、被留置者に係る犯罪の捜査に従事し、又は従事した警察官は、その被留置者に係る留置業務に従事してはならないものとする。 (第十六条第三項関係)

第二 未決拘禁者の処遇の原則の充実

未決拘禁者の処遇に当たっては、無罪の推定を受けるといふ未決の者としての地位を考慮し、その地位にふさわしい処遇を行わなければならないことを明記するとともに、逃走及び罪証の隠滅の防止に留意しなければならない旨の規定を削除すること。 (第三十一条関係)

第三 女子の被收容者等の処遇

一 女子の被收容者等の処遇の原則

女子の被收容者、被留置者及び海上保安被留置者の処遇 (医療上の措置その他の専門的知識及び技術を活用して行うものを除く。) は、女子の刑務官、留置担当官又は海上保安留置担当官が行わなければ

ならないものとする。 (第三十二条の二関係)

二 女子の被收容者等の身体検査に係る特例の削除

女子の被收容者等について女子の刑務官等が身体検査を行うことができない場合には、男子の刑務官等が女子の職員を指揮して、これを行うことができる旨の規定を削除すること。 (第三十四条第二項、
 第八十一条第二項及び第二百四十二条第二項関係)

第四 起居動作の時間帯等

一 起居動作の時間帯の遵守等

留置業務管理者又は留置担当官は、食事、就寝その他の起居動作が第八十四条第一項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならないものとし、この場合において、留置業務管理者又は留置担当官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができるものとする。 (第八十四条第二項関係)

二 居室への出入りの時刻の記録等

留置業務管理者は、未決拘禁者等が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻等を記録し、

内閣府令で定める期間これを保存しなければならないものとともに、未決拘禁者等又は弁護士等からその記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならないものとする。 (第一百八十条の二関係)

第五 弁護士等以外の者との面会の立会い等の省略

留置業務管理者は、留置施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、弁護士等以外の者との面会の立会い等をさせないことができるものとする。 (第二百十八条第一項関係)

第六 弁護士等との面会の場合の一時停止に関する規定の削除

一 未決拘禁者と弁護士等との面会の場合には、刑事施設の職員は、面会を一時停止させることができないものとする。 (第一百七十七条関係)

二 被留置者と弁護士等との面会の場合には、留置業務に従事する職員は、面会を一時停止させることができないものとする。 (第二百十九条第一項関係)

三 海上保安被留置者と弁護士等との面会の場合には、海上保安留置担当官は、面会を一時停止させるこ

とができないものとする。 (第二百六十七条第一項関係)

第七 弁護人等に発する信書に対する検査の緩和

未決拘禁者が弁護人等に発する信書についても、その検査は、この信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。 (第三百二十五条第二項、第二百十二条第三項及び第二百七十条第三項関係)

第八 留置施設に代替収容される者の漸減

政府は、できる限り刑事施設の収容能力を増強し、第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者の数を漸次少なくするよう努めなければならないものとする。 (第二百九十一条の二関係)

第九 その他

その他所要の規定を整備するものとする。